

前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、前橋市内において、前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という。）に基づき設置・運営しようとする有料老人ホームの設置手続等について定め、優良な有料老人ホームの市内への設置を推進するとともに、その安定的、継続的な事業運営を確保することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 設置予定者 前橋市内において有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 前橋市内において有料老人ホームを設置及び運営している者をいう。
- (4) 設置予定者等 設置予定者及び設置者をいう。

(設置予定者等の責務)

第3条 設置予定者等は、老人福祉法、介護保険法等の関係法令及びこの要綱並びに前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針に定める事項を誠実に遵守するものとする。

2 設置予定者等は、有料老人ホームの設置及び運営に当たり、社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「協会」という。）への入会及び同協会の運営する入居者基金（以下「基金」という。）への加入に努めるものとする。

(事前協議)

第4条 設置予定者は、有料老人ホームを設置しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付した有料老人ホーム設置事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、協議するものとする。

- (1) 設置主体に関する事項
- (2) 立地条件に関する事項
- (3) 規模及び設備構造に関する事項
- (4) 職員の配置等に関する事項
- (5) 施設の管理・運営に関する事項
- (6) 入居者に提供するサービスに関する事項
- (7) 事業計画に関する事項
- (8) 資金計画に関する事項
- (9) 利用料等に関する事項
- (10) 契約内容等に関する事項
- (11) 情報開示に関する事項
- (12) 募集計画、市場分析及び市場調査に関する事項

2 市長は、前項の事前協議の結果、設置計画の内容がこの要綱及び前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合していると認めた場合には、設置予定者に対して事前協議を終了する旨の通知を行うものとする。

3 設置予定者は、前項に規定する通知を受領した後、建築確認申請を行うものとする。
(届出等)

第5条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後、速やかに老人福祉法第29条第1項に定める届出を行うものとする。

2 前項に定める届出の際には、協会への入会、基金への加入に必要な審査を受けているものとする。

3 入居者の募集は、第1項に定める届出が受理された後に開始するものとする。

4 設置予定者は、第1項に定める届出後、隨時、入居見込者の確保の状況等について市長に報告するものとする。

(建設工事の着工)

第6条 設置予定者は、建設工事に着工する場合は、あらかじめ、建設工事着工届(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 利用料金等について一時金方式による場合であって、建設工事の着工時に相当数の入居見込者が確保されていない場合は市指針9(1)ウ(キ)に定める事項の充足状況等を明らかにする書類を、前項の建設工事着工届に添付しなければならない。

(事業開始報告)

第7条 設置予定者は、有料老人ホームの設置及び運営を開始するときは、あらかじめ事業開始報告(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(定期報告)

第8条 設置者は、毎年7月1日現在における有料老人ホーム重要事項説明書を作成し、併せて情報開示の状況について、同月末日までに市長に報告するものとする。

2 前項の報告には、次の書類を添付するものとする。

(1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(2) 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(3) 親会社がある場合には、親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(4) その他市長が指定する書類

(隨時報告等)

第9条 設置者は、次に掲げる事項について、隨時、市長に報告するものとする。

(1) 役員及び施設長に変動があった場合には、当該役員の名簿並びに役員及び施設長の履歴書

(2) 入居契約書、管理規程等を変更しようとする場合には、当該変更予定事項

(3) 利用料を改定しようとする場合には、当該改定予定事項

2 設置者は、有料老人ホーム内で重大な事故が発生した場合には、直ちにその事故の概要について市長に報告するとともに、別に定める社会福祉施設等事故報告書を提出するものとする。

(事業収支計画の見直し)

第10条 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行い、その結果を市長に報告するものとする。

(増改築の取扱い)

第11条 この要綱の規定は、設置者が有料老人ホームを増築及び改築しようとする場合にも適用する。

(類似施設の取扱い)

第12条 この要綱の規定は、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に該当しないものであって、居住機能と生活支援サービス提供機能を併せ持つ高齢者向けの居住施設（以下「類似施設」という。）の設置及び運営について考慮すべきものとする。

2 「類似施設」とは、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 分譲住宅に生活支援サービス提供契約が組み合わされた施設
- (2) 賃貸方式又は利用権方式の住宅等に老人福祉法第29条第1項に定める介護等以外の生活支援サービス提供契約が組み合わされた施設
- (3) (1)及び(2)に類似した施設

3 類似施設を設置しようとする者は、速やかに、有料老人ホーム重要事項説明書を作成し、市長に報告するものとし、類似施設を設置及び運営している者は、第8条から第10条までの規定に基づき、設置後の状況について市長に報告するものとする。

(運営指導)

第13条 市長は、老人福祉法等関係法令及び市指針等に定める基準に反して設置運営されている有料老人ホームについて、当該有料老人ホームの設置者に対し、改善のため必要な指導を行うものとする。

(勧告等)

第14条 市長は、前条の指導に従わない有料老人ホームについては、当該有料老人ホームの入居者の保護に十分配慮しつつ、市指針等に反する事実を公表することができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

有料老人ホーム設置事前協議書

第 号
年 月 日

（宛先） 前橋市長

協議者
所在地（住所）
名称
代表者（氏名）

次のとおり有料老人ホームの設置を計画したので、前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱第4条の規定により、関係書類を添えて協議します。

- 1 設置予定有料老人ホームの名称
- 2 設置予定有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置予定場所

様式第2号(第6条関係)

建設工事着工届

第 号
年 月 日

(宛先) 前橋市長

届出者
所在地(住所)
名称
代表者(氏名)

次のとおり有料老人ホームの建設工事を行いますので、前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 建設予定有料老人ホームの名称
- 2 建設予定有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの建設場所
- 4 着工の時期及び建設工事の期間

様式第3号(第7条関係)

有料老人ホーム事業開始報告

第 号
年 月 日

(宛先) 前橋市長

届出者
所在地(住所)
名称
代表者(氏名)

次のとおり有料老人ホームの事業を開始するので、前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱第7条の規定により報告します。

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置場所
- 4 事業を開始する時期